



■町民1人当たりの歳出内訳

議会費 8,604円 	総務費 61,062円 	民生費 116,974円 	衛生費 53,877円 	労働費 91円 	農林水産業費 24,577円 	商工費 8,719円 
土木費 44,938円 	消防費 25,988円 	教育費 86,405円 	災害復旧費 2,045円 	公債費 43,286円 	諸支出費 30,577円 	合計 507,143円 

■健全化判断比率および資金不足比率

健全化判断比率、資金不足比率とも国の基準を下回り、財政状況は健全であるという結果が出ました。

〈健全化判断比率〉

(単位：%)

項目	説明	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字の標準財政規模に対する割合	—	20.0	30.0
実質公債費比率	一般会計などが実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合	8.3	25.0	35.0
将来負担比率	地方債の残高をはじめ、一般会計などが将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する割合	—	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回るため「—」で表示しています。

〈資金不足比率〉

(単位：%)

項目	説明	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合	—	20.0
浄化槽整備推進事業特別会計		—	20.0

※資金不足額がないため「—」で表示しています。

早期健全化基準とは・・・

財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政健全化が求められます。

財政再生基準とは・・・

自治体財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかで基準値を超えた地方公共団体は、財政再生団体として、国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

経営健全化基準とは・・・

公営企業を運営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

■平成27年度特別会計決算

(単位：千円)

会計	収入済額	支出済額	差引
国民健康保険特別会計	1,609,569	1,558,707	50,862
後期高齢者医療特別会計	107,546	107,343	203
除染対策事業特別会計	216,680	216,680	0
介護保険特別会計	1,174,200	1,143,261	30,939
介護保険サービス事業特別会計	3,170	3,170	0
浄化槽整備推進事業特別会計	71,308	62,350	8,958
文化・体育振興基金特別会計	5,182	4,607	575
水道事業会計(収益的)	167,127	150,827	16,300
水道事業会計(資本的)	87,507	149,580	☆▲62,073

☆不足する額は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金および当年度分損益勘定留保資金(※1)で補てんしています。

※1 収益的収支の費用のうち、現金の支出を必要としない費用のことをいいます。小野町水道事業においては、減価償却費がこれに当たります。